

岩手県土地利用基本計画(計画図)の変更について

1 五地域区分の変更概要

(1) 総括表

五地域区分	現行計画		変更する面積			変更後の計画(案)	
	面積(ha) (①)	割合(%) (①/県土面積)	拡大面積(ha) (②)	縮小面積(ha) (③)	差引面積(ha) (④:②-③)	面積(ha) (⑤:①+④)	割合(%) (⑥:⑤/県土面積)
都市地域(a)	244,347	16.0%	2,586	83	2,503	246,850	16.2%
農業地域(b)	746,969	48.9%	0	48	△ 48	746,921	48.9%
森林地域(c)	1,174,543	76.9%	0	73	△ 73	1,174,470	76.9%
自然公園地域(d)	72,011	4.7%	0	0	0	72,011	4.7%
自然保全地域(e)	4,956	0.3%	0	0	0	4,956	0.3%
五地域計 (f: a+b+c+d+e)	2,242,826	146.8%	2,586	204	2,382	2,245,208	147.0%
白地地域	8,352	0.5%	50	30	20	8,372	0.5%
県土面積	1,527,501	100.0%	0	0	0	1,527,501	100.0%

注1:「都市地域」とは、一体の都市として総合的に開発、整備及び保全する必要がある地域であり、都市計画法第5条により都市計画区域として指定されることが相当な地域である。

注2:「農業地域」とは、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域であり、農業振興地域の整備に関する法律第6条により農業振興地域として指定されることが相当な地域である。

注3:「森林地域」とは、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域であり、森林法第2条第3項に規定する国有林の区域又は同法第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められることが相当な地域である。

注4:「自然公園地域」とは、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域であり、自然公園法第2条第1号の自然公園として指定されることが相当な地域である。

注5:「自然保全地域」とは、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域であり、自然環境保全法第14条の原生自然環境保全地域、同法第22条の自然環境保全地域又は同法第45条第1項に基づく都道府県条例による都道府県自然環境保全地域として指定されることが相当な地域である。

注6:「白地地域」とは、五地域のいずれにも該当しない地域である。

注7:「県土面積」は、平成28年10月1日現在の国土地理院公表の数値である。

注8:五地域は互いに重複する部分があるため、五地域面積の合計は県土面積を上回っている。

注9:「現行計画の面積」は、平成30年1月31日現在の数値であること。

(2) 変更地域別概要

整理番号	変更地域名 (図面番号)	関係市町村名	変更する面積		変更部分の重複状況(ha)				変更部分の地目現況(ha)		変更を必要とする理由 (地域設定に伴う土地利用に関する基本的事項)	関連する個別規制法の措置 (予定)	個別規制法の調整状況
			拡大面積 (ha)	縮小面積 (ha)	他地域との重複		細区分の指定状況	白地地域の増減	地目				
					名称	面積			名称	面積			
1	遠野都市地域 (14-8.9.11.12)	遠野市	2,586	83	農 森	2,479 1,023			△ 30	農用地 1,021 森林 1,161 原野 70 水面等 33 道路 58 宅地 150 その他 10	遠野市は早池峰山や六角牛山などの豊かな田園や里山が広がっているが、東北横断自動車道釜石秋田線の全線開通により散発的な開発を誘導する可能性があることから、土地利用の規制・誘導などの対策により総合的な整備、開発及び保全を行うため都市計画区域に編入しようとするもの。 また、国土利用調査により明らかになった地名地番の境界に合わせ、指定区域の整理を行おうとするもの。	遠野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(平成30年3月予定)	東北地方整備局 H29.8.29 事前説明 H29.9.4 事前協議 H29.10.26 事前協議回答
2	遠野農業地域 (14-12)	遠野市 遠野東 工業団地		48	都 森	8 10	農用	19	30	農用地 16 森林 13 道路 1 宅地 17 その他 1	遠野東工業団地拡張整備に伴い、都市計画用途地域指定を行うため、農業地域を縮小するもの。	遠野市農業振興地域整備計画の変更(平成30年3月予定)	東北地方整備局 H29.8.29 事前説明 H29.9.4 事前協議 H29.10.26 事前協議回答
3	盛岡森林地域 (14-5)	盛岡市 (日戸)		4	農	4	民林	4		その他 4	林地開発(風力発電施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	北上川上流森林計画の樹立(H32)	H28.8.10 林地開発許可 H29.7.14 完了
4	北上森林地域 (14-11)	北上市 (和賀町)		5	都農	5	民林	5		水面等 2 その他 3	林地開発(ため池及び残土捨場)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	北上川中流森林計画の樹立(H29)	H28.12.27 林地開発了承 H29.3.27 完了
5	一関森林地域 (14-13)	一関市 (赤荻)		10	農	10	民林	10		その他 10	林地開発(太陽光発電施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	北上川中流森林計画の樹立(H29)	H27.2.2 林地開発許可 H29.3.7 完了
6	紫波森林地域 (14-8)	紫波町 (山屋)		5	農	5	民林	5		その他 5	林地開発(太陽光発電施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	北上川上流森林計画の樹立(H32)	H28.10.13 林地開発許可 H29.2.24 完了
7	紫波森林地域 (14-8)	紫波町 (佐比内)		4	農	4	民林	4		その他 4	林地開発(太陽光発電施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	北上川上流森林計画の樹立(H32)	H28.12.21 林地開発許可 H29.2.24 完了

8	軽米森林地域 (14-3)	軽米町 (小軽米)	5	農	5	民林	5	その他	5	林地開発(太陽光発電施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	馬淵川上流森林計画の樹立(H30)	H28.7.25 林地開発許可 H29.6.22 完了
9	洋野森林地域 (14-3)	洋野町 (大野)	5	農	5	民林	5	その他	5	林地開発(太陽光発電施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	久慈・閉伊川森林計画の樹立(H33)	H28.3.2 林地開発許可 H29.3.27 完了
10	洋野森林地域 (14-3)	洋野町 (有家)	35	農	15	民林	35	その他	35	林地開発(太陽光発電施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	久慈・閉伊川森林計画の樹立(H33)	H28.7.12 林地開発許可 H29.6.26 完了
合 計			2,586	204								

【記載上の注意事項】

- 1) 「整理番号」欄は、変更地域ごとに付し、必要に応じて枝番を使用する。
- 2) 「変更地域名」欄には、変更部分の通称(市町村名)の五地域区名(例:〇〇都市地域)を記載する。また、対応する土地利用基本計画図の図面番号を括弧書きで併せて記載する。
- 3) 「変更する面積」、「変更部分の重複状況」、「変更部分の地目現況」欄の面積には、整数値を記載する。
- 4) 「変更部分の重複状況」の「他地域との重複」欄には、拡大の場合は新たに重複することとなる他地域の名称と面積、縮小の場合は変更前において重複していた他地域の名称と面積を記載する。なお、名称の記載する際、都市地域は「都」と、農業地域は「農」と、森林地域は「森」と、自然公園地域は「公」と、自然環境保全地域は「保」という略称を用いる。
- 5) 「変更部分の重複状況」の「細区分の指定状況」欄には、上記4)と同様の考え方で個別規制法の各地域・区域の種類と面積を記載する。その際、市街化区域は「市街」と、市街化調整区域は「調整」と、その他都市計画区域における用途地域は「用途」と、農用地区域は「農用」と、国有林は「国林」と、地域森林計画対象民有林は「民林」と、保安林は「保安」と、特別地域は「公特」と、特別保護地区は「保護」と、原生自然環境保全地域は「原生」と、特別地区は「保特」と記載する。
- 6) 「白地地域の増減」欄には、変更によって減少又は増加することとなる白地地域の面積を記載すること。なお、白地地域が減少する場合は、数字の前に△を付すこと。
- 7) 「変更部分の地目現況」欄は、該当する現況を農用地、森林、原野、水面・河川・水路(河川等)、道路、宅地、その他に分類して記載する。
- 8) 「変更を必要とする理由」欄には、人口、産業、交通、自然条件等により地域の特徴を明らかにしつつ、土地利用又は土地取引の動向からみた必要性について記載する。また、細区分の設定の考え方、関連する事業計画等を明らかにしつつ、当該地域の土地利用(開発、整備、保全)の基本的方向に関する事項を括弧書きで併せて記載する。なお、新たに複数の地域区分を重複させる場合には、その必要性についても記載する。(例:開発を抑制するために〇〇法の〇〇区域も指定する)
- 9) 「関連する個別規制法の措置(予定)」には、個別規制法に基づく地域・区域(細区分を含む)の指定(変更及び廃止を含む)の予定を記載する。
- 10) 「個別規制法の調整状況」とは、法令や通知で国の関係地方支分部局との間で調整を行うこととされている場合における、都道府県(個別規制法担当部局)と当該地方支分部局(個別規制法担当部局)との調整を指す。なお、本欄には、①どの地方支分部局(個別規制法担当部局)と、②いつどのような方法で接触をし、③いつどのような反応を得られたかを記載すること。(例:〇〇農政局〇〇課に〇月〇日文書にて照会。〇月〇日時点未回答。〇月〇日口頭で了解の旨連絡受け。)

3 変更スケジュール

時期	土地利用基本計画変更スケジュール		個別規制法サイドのスケジュール				
	計画書	計画図	都市計画法	農振法	森林法	自然公園法	自然環境保全法
平成29年11月	○国土交通省事前調整開始(11/20) ○市町村事前調整開始(11/20)	○国土交通省事前調整開始(11/20) ○市町村意見聴取開始(11/22)					
平成29年12月	○市町村事前調整完了(12/8)	○市町村意見聴取完了(12/8)			○市町村・森林管理局意見聴取(12/8) ○森林審議会(12/14) ○農林水産大臣協議地域森林計画公表(12/28)		
平成30年1月	○国土交通省事前調整完了(1/5) ○市町村長意見聴取開始(1/16)	○国土交通省事前調整完了(1/5)					
平成30年2月	○国土利用計画審議会(2/1) ○国土交通省意見聴取開始(2月中旬～下旬)		○都市計画審議会(2/8) ○国土交通大臣協議(2月中旬)	○関係市町村協議(2月上旬)			
平成30年3月	○国土交通省意見聴取完了(中旬) ○計画変更決定・告示(下旬)		○都市計画決定・告示(3月下旬)	○農業振興地域変更告示(3月下旬)			
平成30年4月以降							